

とちぎ社労士

No.100



改装した社労士会館

- ★会長挨拶
- ★とちぎ社労士の歴史
- ★歴代広報委員長挨拶
- ★顧客開拓奮闘記 Vol. 2
- ★安全管理研修会報告
- ★関地協報告
- ★年金記録訂正にひそむ“落とし穴”
- ★社労士業務に役立つ
厚生労働省の情報発信サービス
- ★事務局だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

とちぎ社労士第100号の発行を迎えて

会長挨拶

藤沼清市

栃木県社会保険労務士の会報「とちぎ社労士」が、初回発行から約30年の時を経て第100号の発行となりました。

この間、県会と会員の皆様を繋ぐ広報誌として大きな役割を担ってきました。その発行に尽力され、関わってこられた数多くの諸兄に深い感謝の念を抱くと同時に、感慨深く思えてなりません。

県会の発足から、会報100号発行に至るまで、県会の基礎を築かれ、会の運営と発展に寄与、さらに社労士業務や実務・経験など幅広く、惜しむことなくご指導くださった諸先輩には心から御礼を申し上げたく存じます。

社労士法制定から40数年が経過し、現在全国の会員数は35,000人を超え、栃木会会員も316名を数えるまでになりました。また、本年度の社労士試験

申込者数は70,000人超、実受験者も55,000人超（合格者数4,790人）と国家資格の中でも人気ある資格となっています。今後の会員増加が見込まれる中、会報の役割や研修のあり方など、県会の各事業等の運営にも少なからず影響を与えるものと予想されます。

私たち社労士を取り巻く環境は、この数年の間に大きく変化しています。先のリーマンショック以来の経済問題や雇用問題その他身近な諸問題が山積し、特に中小企業における経営環境は一層厳しさが増しており、労使共に大変苦慮する状態が続いています。そうした中で「社労士」としての力量をフル発揮されている事と思います。

年金記録問題も未解決の中、昨年1月から日本年金機構が発足、そして27都道府県51カ所の「年金相談センター」の運営を連合会が受託。年金相談センターのある都道府県会には、新たな問題を抱え苦悩する姿も垣間見えます。

認証ADR機関である「社労士労働紛争解決センター」は、法務大臣への認証申請中を含め、連合会の他28都道府県会で開設する状況となっています。開設に伴い、事前に会費値上げや、会事務局の移転などの対応をとった単会もあるようです。

昨年度、連合会に委託事業部を設置、厚生労働省の各種事業を受託。「労働時間等相談センター事業」をはじめ数種の事業を実施していますが、実施する事業の中には、一部の単会が実施辞退する事業も見受けられます。

また、社労士試験会場（10年以上前から受託）を抱える単会は、受験者数増加への対応と運営に大変苦勞されているとの声もあり、何らかの対策をとることが連合会に求められている現状です。総じて各単会（都道府県会）の負担が増える傾向にある事は事実で、社労士本来の業務への影響すら懸念されるところです。

社労士法第1条（目的）を再度認識し、その原点を再考する時と思われませんが……。

栃木会は、会の「良き伝統」を踏まえ、改善・改革すべきはそれを行い、会を取り巻く大きな流れに呑み込まれることなく、栃木会の特徴と強い意志を貫きながら、社労士の将来を見据え「会員」の業務にプラスとなる施策を推進して行く所在です。

今後とも会員の皆様のご支援ご協力、そしてご指導をお願い致しまして、県会報「とちぎ社労士」第100号発行への寄稿とさせていただきます。



藤沼会長

とちぎ社労士の歴史 100号をふりかえって（前編）

広報誌「とちぎ社労士」が今号で通算100号になりました。年間コンスタントに4回発行しても25年かかるわけです。私の手元には県会からお借りした「とちぎ社労士」の記念すべき第1号から直近の第99号までストックされたファイルがあります（紛失したら、怒られますので大切に保管しています）。広報誌を振り返るといことは、県会の歴史をたどってみることになります。今号（第50号まで）と次号（第51号から）との2回に分けて紹介させていただきたいと思います。

●もう一つの「第1号」発行

「とちぎ社労士」としての第1号は昭和55年2月25日付で発行されていますが、その約1年前の昭和54年1月12日付で「栃木県社会保険労務士会会報」という名称の会報の第1号が発行されています。この名称での会報は県会で確認できる限り、この第1号のみです。この会報は、「法定団体として栃木県社会保険労務士会が誕生発足する」という見出しと「このたび栃木県社会保険労務士会が新法定団体として行政当局の格別な指導助言と関係者のご努力によって、昨年11月20日にくろかみ荘で設立総会を、そして11月29日に第1回役員会を、また本年1月7日第1回理事会を開催したので、本号では主として設立総会の議事録、専門委員会の所掌事項と各委員会の編成並びに役員名簿及び本会会則を掲載し、よって関係大方に周知徹底を図りたいと存じますれば、本会今後の発展と運営についてとくにご理解とご協力の程を切に懇請いたします」という挨拶文が冒頭を飾っています。誌面によると具体的な設立認可は昭和53年12月18日付で、設立登記は昭和54年1月18日付で、会長は金子武氏で、県会の所在地は「宇都宮市千波町12-8」となっています。

なお、全国的な組織（全国社会保険労務士会連合会）が誕生するまでの産みの苦しみは「社会保険労務士制度三十年の歩み」が詳しいので、興味がお有りの方はご覧ください。

●そして「第1号」発行

冒頭に掲載されている、会長の大野一次氏の挨拶から抜粋しますと「昨年12月8日の臨時総会において、図らずも会長の重責を荷なうことになりましたが、会員のご期待に沿う力量才覚もありません。（中略）私が最も危懼していることは、会員間の溝が余りに深いことです」とあり、また「会費未納者が総体の約4割を占めている」という言及もあることから、当時の県会運営は中々大変だったと思われます。また、事務局が1月1日付で「宇都宮市塙田3-5-2」に移転しています。

●事務局所在地の変遷

その後の事務所所在地を広報誌で追ってみますと、第5号（昭和56年1月25日発行）で「宇都宮市戸祭2-1-15」（第4号に地図が、第5号に写真が掲載されています）に、第22号（昭和60年11月25日発行）で「宇都宮市桜3-1-31」に、第26号（昭和62年8月1日発行）で「宇都宮市滝の原1-2-6」（いわゆるサンダーオフィス）に移転（同時にFAXも設置）し、第60号（平成11年4月20日発行）で現在の「宇都宮市鶴田町3492-46」の県会会館にたどり着きます。当時全国で4番目と言われた会館建設は栃木会が誇れることの1つだと思います。ちなみに私の登録は平成11年7月でしたが、登録前に宇都宮市方面に来たついでに県会を確認しようとして、事務局がなくてサンダーオフィスの前で呆然と立ち尽くしてしまいました。すでに鶴田町へ引っ越していたのに、手元の資料の所在地が「サンダーオフィス」のままだったのが原因でした。

●支部について

第5号掲載の大野会長（当時）の挨拶文に「53年度から懸案事項になっていました支部未組織地域の設立も各地区担当理事のご努力により客年は、今市を皮切りに大田原・鹿沼・宇都宮の4地域に支部が設立され、（中略）既に設立された支部即ち佐野・真岡を含めると6地域になるわけですが、残る足利・栃木については、（後略）」という一文があり、少しずつ県会の形が整っていく様子がわかります。第9号（昭和57年1月25日発行）に「会費自動振替書類提出者」という一覧表が掲載されていて、「宇都宮」「足利」「栃木」「佐野」「大田原」「真岡」「鹿沼」「今市」の8ヵ所ごとで人数がカウントされていますから、この時点でこの8支部体制になっていたものと推測できますが、初期の会報には、会員事務所や一般事業所の広告が多数掲載されていて（苦しい財政事情が忍ばれます）、第8号（昭和56年11月25日発行）に「芳賀支部」としての広告が掲載されています。一時的に「芳賀支部」も結成されていたのかもしれませんが。

そして、平成2年度通常総会において支部の統廃合問題が審議された結果、現在の4支部体制へ変更になった旨の報告が第34号（平成2年9月10日発行）に掲載されています。

●広報委員会について

広報誌の発行欄（当時は表紙の右上で、現在は右下にあります）をみますと、第23号（昭和61年2月25日発行）まで「編集」は「広報委員会」でしたが、第24号（同年8月1日発行）から「業務委員会」となっていることから、昭和61年度から事業委員会（第24号のみ業務委員会、第25号から事業委員会と表記）が事業の中で広報誌を発行していたことが確認できます。2年後の昭和63年度に広報委員会が復活していますが、平成元年度から事業委員会発行へと戻っています。その後平成7年度から広報委員会が復活していることが、第49号（平成7年8月10日発行）の役員一覧表で確認することができます。県会が誕生してから今まで期間が空くことはあっても、途切れることなく広報誌が発行されていますので、広報委員会は常に存在していたかと思いましたが、実は紆余曲折があったことがわかります。定期的な発行とクオリティを維持していかなければ、広報委員会が独立している意味と価値がなくなってしまうと考えさせられました。

また、第31号（平成元年8月1日発行）から発行欄は「発行人」として会長名（当時は小野幸夫会長）が記載されるようになりました。

●表紙について

第1号から「とちぎ社労士」というタイトルの毛筆体で発行されてきた広報誌ですが、これまでに2度タイトルが変更されたことがあります。

1度目は、第15号（昭和58年7月25日発行）から第20号（昭和60年1月25日発行）までの計6号でタイトルが「とちぎ」で発行されています。第15号の編集後記の最後に「本号より『とちぎ』を正式な名称にした」と記載されていますが、理由については特に明記されていません。当時の寺内良雄会長の任期と一



致していますので、この辺りに理由があると思われます。

2度目は、第24号（昭和61年8月1日発行）と第25号（昭和62年1月25日発行）の計2号は「社労士とちぎ」のタイトルで発行されています。第24号の編集後記に「（前略）編集スタッフも一新し、題字も新会長に揮号を願った」とあり、当時の楡井吉隆会長の任期中のみ使用され、第26号（昭和62年8月1日発行）から以前の書体に戻っています。そして第31号から毛筆の書体が替わり第70号（平成15年1月20日発行）までこの書体を使用されています。

また、広報誌の表紙に大きな写真が掲載され表紙らしくなったのは第31号からで、このときは宇都宮市大谷平和観音の写真が掲載されています。その後、だいたい県内の名勝地などの白黒写真が使われていますが、1度だけカラー写真が使われています。第45号（平成6年1月6日発行）で、場所は「尚仁沢湧水（しょうじんさわゆうすい）-矢板市長井地区-」です。この前後の号はやはり白黒写真です。この号のみカラーにした理由は、お正月号だからでしょうか？

● 広報誌の不思議

第37号（平成3年8月1日発行）に「赤ちゃん誕生、身長・体重がそっくりの“誕生こけし”がいま全国でブーム」の見出しで1ページを全面使って、生まれたばかりの赤ちゃんとはほぼ同じ高さ（身長）と重さ（体重）で作られた“誕生こけし”の紹介記事が掲載されていて、最後は「詳しいことは事務局へお問い合わせ下さい」で結ばれています。何故、広報誌にこの記事が？ 何故、県会が“誕生こけし”の購入窓口になっていたのか？ いろいろと不思議です。

担当 杵 洵 徹

昭和55年 2月25日 栃木県社会保険労務士会会報 第1号(1)

とちぎ 社労士

No. 1

発行
栃木県社会保険労務士会
宇都宮市堀田3-5-2
TEL 0286(24)5965
編集 広報委員会



就任のあいさつ

会長 大野 一次

昨年十二月八日の臨時総会において、因らずも会長の重責を荷なうことになりましたが、会員の期待に沿う力量才覚もありません。私は、常に融和協調の精神を座右の銘として会の円滑なる運営のため、最善の努力をいたす所存です。私が最も危懼していることは、会員間の溝が余りにも深いことです。これを取り除くことは、一朝一夕でなす得べき業とも思われませんが、まずもって円満なる人間関係を形成維持することが解決につながる近道かと存じます。現在当会の運営に批判的な方々が案外多いことは、偏に執行部の責任です。このような現実を直視し、速かに執行部の信頼を

一刻も早く回復するよう努めなければなりません。会は、一部権力者のためのものでなく、会員のための会であるとういう意識が盛り上ったときこそ、始めて協力体制が生まれてくるものと確信します。ご承知の如く、当会の財政基盤は、極めて弱く、しかも会費未納者が総体の約四割を占めている状況を思うとき、これが対策を早急に講じなければ、会の活動に著しい制約をうけることは、否めない事実です。恵まれない苦しい財源では、事業計画も死文化され、なかなか実施に移すことすらできないのが偽らざる事実です。二月二十六日に開催された専門委員会において五十四年度事業計画のうち、会報の発行および研修会を取り上げ実施することに決定しました。今後は、牛歩でもよい一步一歩進まざる前進を遂げてまいりたいと念じておりますので、会費の納入については、特段のご配慮をお願いします。なにかと苦言を呈しましたが、会の発展を念じてのことですので、何卒ご容赦願います。私は、次期改選期まで与えられた職責を遂行いたします決意ですので、どうか前金子会長同様、何卒ご支援ご協力を心からお願ひ申し上げます。就任の挨拶といたします。

宇都宮市大谷平和観音

栃木県社会保険労務士会

80年

大きく翔け

会長	大野 一次
副会長	戸室 義夫
副会長	楡井 吉隆
専務理事	砂山 正
理事	小川 圭弘
理事	伊沢 義夫
理事	町田 義雄
理事	作道 義明
理事	高島 俊夫
理事	梅田 弘禎
理事	川島 亮介
理事	宮沢 昭夫
理事	岩立 寛
理事	斎藤 三郎
評任理事	金子 武
評任理事	井出 一雄



歴代広報委員長挨拶



61号～70号担当、87号～93号担当

県央支部 潮田 章

いよいよ100号の発行、広報委員会の皆様にはご苦労さまです。

私が、広報に係るようになったのは、61号～70号、87号～93号と二度でした。

62号から、現在のようなA4版（以前はB5版）に変更されました。

いま、当時の広報誌を開くと、新入会員欄には現在活躍されている先生方の初々しい顔写真が掲載されていて、時代の移り変わりに感慨深い思いです。

当時は、原稿の内容、依頼先と苦労いたしました。表紙に関してはなるべく親しみやすく、当時広報委員であった梅田弘禰先生にお願いして、旅行先で撮った世界各地の風景を掲載いたしました。

私の時代は、約8～10ページでしたが、現在では倍の16ページで構成されており、内容も研修会報告、専門内容、体験談等ページ数も増えたことも特徴で、広報委員の皆さんの努力・苦労されている姿が思い浮かびます。

現在の、『とちぎ社労士』は他県の広報誌と比較しても、内容では、単なる報告や結果ではなく会員投稿が多く、会員も協力して作りあげる素晴らしい広報誌です。

ますます、『とちぎ社労士』が「栃木県社会保険労務士」に対する、情報発信広報誌となるように期待いたします。



71号～78号担当

県北支部 大江 宣武

私が栃木県社労士会広報委員長に在任していた期間は、平成15年8月の第71号から平成17年5月第78号までの期間でした。

当時の会長は大塚敏治先生でした。当時私は県会広報誌の何たるかを知らず、従前の様に発行していました。その後全国各県の広報誌を見て、大いに刺激されたものです。県会報はどのようなスタンスで発行すれば良いか、広報委員会で議論しました。

その結果、県会報は、県会会員を対象とした内的な要素と全国県会（47都道府県）及び県内の行政庁（労働基準監督署、年金事務所《当時社保事務所》、職業安定所《ハローワーク》など）の対外的なものがあると理解しました。発行部数は500部程度だったと思います。当時の広報委員会では、対外的な広報を、という役割を考えると、会員のみの記事を書きただけでは広報誌とはなり得ない、ということで委員長の執筆で、会員に興味がありそうな労働事件の労働判例（地裁、高裁、最高裁）を専門的にかつ、やさしく解説して掲載したのです。枚数の関係で、ポイントのみの解説になってしまいましたが、社労士の社会的な地位を上げる一歩になったのではないかと思います。

現在の広報誌を見ると会員の感想文が多く、社労士の地位を上げる様な広報誌とはなっていないと思います。広報委員会が本気で会員の為に“広報とは何か？”を議論せずに発行しているとしか考えられません。読んでいて不快感を感じる様な広報誌であってはなりません。広報委員会の猛省を促したいと思います。これからも広報委員会の皆様に期待しています。



79号～86号担当

県南支部 松浦良雄

広報誌「とちぎ社労士」が第100号の発行を迎えたとのこと、まずもっておめでとうございます。ある期間広報に携わり駅伝でいうところのたすきをつないだ当事者として、たいへんうれしく思います。

かわりをもったのは、2度ありました。最初は開業したてのはるか20年近く前の頃で、どうせ暇だろうから理事でもやれということで理事になり、広報担当になりました。当時は事務所訪問というコーナーがあり、先輩の事務所へカメラを持ってにわか記者となり訪ねて行って、いろいろなお話をうかがったり、写真を撮ったりしていました。そのような経験が、その後の自分の仕事にも役立っているような気がします。

2度目は8年前頃でしょうか？ 当時の会長から好きなようにやれと言われ、かえってどんな記事を書こうかとだいぶ議論をした印象が残っています。今でもそうだと思いますが、誰を対象に、何を掲載するかが最大の課題です。当時は、限られた紙面でもあるのでできるだけ実務に役立つもの、そして栃木県会の主張をわかってもらえるような記事を意識していたと思います。まずは会員に対して、次に他の県会の同じ社労士に対してアピールすることに重点を置きました。できれば皆さんが評価するものですが、いいとか悪いとかとにかく批評してくれることが大きな励みでもありました。

広報誌のもうひとつの大きな目的である「社労士制度のPR」ということに関しては、大きな転機が訪れました。それは約5年前の頃、遅ればせながら広報委員会が中心となり県会のホームページを立ち上げたことです。インターネットをよく知らない素人が、皆さんのお力を借りたとはいえよくもまあできたものだと自負しています。

これからは、広報誌とホームページの役割分担を考え、それぞれの特徴を生かした広報活動に期待します。



94号～現在(100号)

県央支部 小玉高史

この度、とちぎ社労士第100号の発行を迎えることができました。これも日頃の会員の皆様のご協力のおかげであると思われまます。心から感謝申し上げます。

広報委員会では会報の意義について、議論する機会を設けました。単に実務的、専門的な情報を会員の皆様に提供するだけのものでは、市販の専門誌等の方が、より豊富な情報を、よりタイムリーに伝えることができると思われまます。社労士会で発行するものであるからには、実務的な情報だけでなく、会の活動を伝えるもの、対外的な活動を伝えるもの、会員間のコミュニティ的な機能も有しているものであると思われまます。内容がこれらに偏るのは確かに問題かと思われまます、このような機能を全面的に否定する声には疑問を感じるところであります。特に栃木会は、委託事業拒否、ウィンドマシン受入拒否、紛争解決センター、SRセンター未設置など、特異な姿勢を貫いておりますが、会員の皆様にとってプラスになる結果を残していると思われ、何度か本誌で紹介させていただきました。このような形で執行部と会員の皆様とのパイプ役になることも、会報の使命ではないでしょうか？

今後も、会報の発行に当たり、会員の皆様にはご協力いただく機会が多いかと思われまます。今後とも何卒、よろしくお願ひ致します。



顧客開拓奮闘記 Vol. 2

県央支部 矢野 機



県央支部研修会時の講師 矢野会員

私の「顧客開拓奮闘記」を何か書けと言われ、改めて自分は本当に“奮闘”したのかなと考えてみました。実感としてはあまり“奮闘”した感じは無く、記事にするのもどうかと思いましたが、何かのご参考になればと思い書いてみました。

私は、30年以上のサラリーマン生活を経て、定年直前に開業しました。ただ会社時代の仕事は、技術・工場管理などの分野ばかりで、社労士とは無縁な仕事でした。

そのため開業するに際して社労士として、「どうやって顧客開拓をするのか」をいろいろ考えました。そして第一の切り口を、当時結構流行っていた「助成金」、第二をホームページとして進めることにしました。

この他にも、知人・友人への企業紹介の依頼もしましたが、個別企業への訪問（いわゆる「飛び込み営業」）は私には不向きなので、ほとんどしませんでした。

さて助成金の有用性を個別の会社に知ってもらう方法として、各社の住所を調べて、DMを出すのが直接的です。しかし何千社もの会社の住所を調べる（名簿屋から買う手もあるが）のは大変なので、多くの会社に売り込みをかけている保険会社・事務機器会社のパワーをお借りしようと思い、各社の本社・営業所あてに、「顧客開拓のツールとして助成金を活用しましょう」というDMを出しました。

反応はユックリしたものでしたがポチポチあり、あちこちの会社に案内されて出向きました。そこで紹介された会社のいくつかは、スポットでの助成金手続きにまで進み、当面のお客様となりました。私のやり方として、こちらから「顧問契約をお願いします」と言わないようにしていますので、ほとんどの会社は一回だけの仕事で終わりです。ただ面白いことに、その後もときどき相談があり、何年もお付き合いをしているうちに顧問契約まで進むケースも結構あります。

ホームページからの相談は、私が行政書士も兼業していることもあり、独立開業したいという脱サラ組が主で、開業後そのまま顧問契約というのが普通の流れとなっています。

このような会社にとって、顧問税理士というのも大切ですので、私の知り合いの税理士を紹介してあげることがよくあります。こうすると税理士とのつながりも深まります。

ただホームページは、定期的に内容の刷新を図らないと、すぐに飽きられるというのが難点で、ずぼらな私にはいささか困った点ではあります。

知人からの紹介もそこそこあり、特に税理士からの紹介が多いです。私の現在の顧問先で、新規開業ではない会社の大半は、税理士からの紹介です。

以上が私の「顧客開拓奮闘記」の概要ですが、真剣な努力をしているのかと疑問を持たれるかも知れませんが、皆様のご参考になれば幸いです。



総会議長時の武井会員

県北支部 武井 宏之

会からの要請があり、すでに数年も前のこととなるが、私が開業した頃の顧客開拓とも営業とも、まったく雲をつかむような状態で駆け回った頃のことを書いてみる。

開業にあたり先輩のところに挨拶に出向いた際、“とんだ時期にはじめることになったものだね。あなたなりの使命感と熱意でやってみたら”と

いった言葉があった。

ここでいう「とんだ時期」は、今日も変わりがなく新規開業に当たっては大方が大層な苦戦を強いられていると察し、おもわず“頑張ってるね”と声をかけたくなる。

○事業所調べから始めることとした

私には縁故の事業所などまったくなく、開業＝白紙からの出発であった。まずは自分の足で全事業所を訪問することを念頭に電話簿から事業所を拾い出すことから始めた。

社会保険と労働保険の管轄区域が異なったりもしていたが、日光地区や塩谷町の市町村すべてを自分のエリアと考えた。市町村別に会社名・電話番号・所在地などを拾って一覧表とし、訪問の記録（日時や結果など）が書き込めるものとした。市部などは事業所数が多いことからさらに細分した。職業別電話簿で対照すれば、業種まで分ったかも知れないがそこは訪問の折りでよいこととした。

○次は住宅地図にプロットして

効率よく事業所訪問を行うために住宅地図に事業所のプロットを行った。住宅地図を新たに調達するにはお金がかかるので、ある事業所で更新にあたり不要となった古いものを活用させてもらった。大方は事業所名が載っているが、時には分らないものもあった。

○訪問の開始

かくして住宅地図はもちろん、名刺などを取り揃えて訪問の開始となった。5月に開業して、こうした準備やら社労士関連の法令・業務の内容の学習などをやっているうちに初訪問は夏の頃となってしまった。地元にもどのような事業所があるか、どんな業種か、その規模はなどを知るため、ローラー作戦に取組み一通り終わるまで長期間を要した。

○契約にいたる成果はなかったが

このようにして事業所訪問を開始するに当たっても、ある先輩から“100の事業所を訪問してもそれなりの成果があればよい方で、無駄足になるかもよ”と聞いていたので、成果よりも管内の事業所が分かるだけでもよしとした。その数、手元の訪問記録ノートや使用した名刺からもざっと200近い事業所数となった。ある小事業所を訪れた折り社長が“是非とも相談にのって欲しい”と追いかけるように言われたことが強く心に残っている。

あれから数年を経て、その事業所には定期的に訪問は続けているものの、特別な事情があり顧問契約には至っていない。沢山の事業所の大方は、先輩社労士が顧問先となってもいた。うち、かなりの事業所は県央などの方の得意先であることも分った。この日光地区には社労士が少なく、かつては県央などの方が進出された草刈場であったことを感じた。

その後も顧問先生のいる事業所を除き、自前で社会・労働保険事務をこなしている会社を重点に訪問させてもらってきた。

このように、一見にしてかつ新米な社労士に直ぐには契約まで行くはずもなかったが、言葉に表せない貴重な経験をさせてもらった。その他、景気の影響や公共事業予算の縮小から、日光地区に多いホテルなどのサービス業や建設事業などが経営上容易でないことを知った。

○その他のPR手法と期待

私は電話簿への事務所登載も行っておらず、これとPRはしていない。ひっそりとやっているもので顧問先などは少なく、たまに入ってくる年金や傷病手当金の請求要請などに誠実に応えているだけである。それでも、こうした事業所を再訪するにつけ、覚えていてくれた会社の方と結構顔見知りになれたことは大きな財産であると思っている。顧問先を次々と開拓してゆくことなど夢のような話でしかなく、ただ地道な努力のみである。

安全管理研修会

平成22年度安全管理研修会が、平成22年11月26日(金)日光千姫物語にて開催されました。

第1部 「過重労働（業務災害）における安全配慮義務違反と損害賠償請求権について」

弁護士 亀岡 弘 敬 氏



講師 亀岡 弘敬 弁護士

安全配慮義務について、民法上の位置づけ、労働基準法上の位置づけ、いくつかの判例、その要旨、また過労死についての判例、その要旨をわかりやすくご紹介いただきました。

最近の判例で会社だけでなく、取締役の個人の責任も認められたものもご紹介いただきました（京都地裁平成22年5月25日判決。詳しくはこちら<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100604194535.pdf#search='京都地裁平成22年5月25日'>）。中小企業においては、会社、取締役個人の財産が曖昧なところもあり、今後、訴訟の対象として会社だけでなく、役員個人も対象になってくる可能性も十分考えられるとのことでした。

事業主の安全配慮義務についてサポートするに当たり、大いに参考になる内容でした。



▶ 研修風景

第2部 「建設業の安全衛生管理」

県央支部会員 渡辺 和幸



渡辺 和幸 会員

長年、建設会社に勤務していた豊富な経験を基に、実際に運用されていた安全衛生管理規定、安全衛生管理体制、作業所への新規入場者へ交付していた注意事項等をご紹介いただきました。

また、以前、遭遇した重大事故を複数取り上げ、重大事故は年間を通して5月と11月に発生しやすく、1日の中では夕方に多いとご説明いただきました。

事故発生時のマニュアル、またマニュアルにないような具体的な対応策について、法律だけではなく、人情的な側面もお話いただきました。

講師を務めていただきました渡辺会員から、ひとことご執筆いただきました。

安全管理研修会講師を務めて

県央支部 渡辺 和幸

この度、安全管理研修会講師を務めさせていただき非常に勉強になりました。斎藤事業委員長より依頼の話があった時は軽い気持ちで受けましたが、いざ講話の内容を考える段になり、資料は以前私が勤めていた建設会社から頂いていたのでなんとかなるものの、どのようにして会員の皆様に話したらよいかしばらく考える日々が続きました。支部研修やその他県会研修で先生方が話しているのは、大変なご苦労があることが今回の研修でよくわかりました。

2週間位いろいろと考え、会社員時代の職務内容を箇条書きにしてみたところやっと話のストーリーが出来上がりました。それから資料を検討していきましたが、私が建設会社の安全管理担当者をしていた平成13年当時と、今回使用する平成20年版の資料とでは、会社の安全管理システムが一部変わっていることを発見しました。例えば「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」を導入していた点や、リスクアセスメント^(注)を取り入れた安全パトロールを評価点にしている点です。

災害防止に向けていろいろな対策は建設業以外にもしているとは思いますが、会員宛て全国社会保険労務士会連合会より平成22年9月21日付社労連第369号による「死亡労働災害防止対策の徹底について」によると、本年8月の速報値において、死亡者数については574人で前年同期と比べて66人、13.0%もの大幅増加、死傷者数についても29,059人と604人2.1%の増加になっているとのこと。非常に懸念される数字に思います。

災害防止対策をすることは働く人の安全と健康を守ることです。事後の処置として労災保険請求手続きに追われるよりは、災害防止活動をして限りなく“災害ゼロ”にしたいものです。私の顧問先でも残念ながら一昨年重機と作業員との接触により、一歩間違えれば死亡災害になる労災事故が発生しました。対策として重機の行動半径内立入禁止措置又は誘動者を配置し誘動していれば事故は防止できたはずでした。建設現場はいろいろな状況が絡んで災害が発生することもあるので、日々の作業員に対する教育・安全ミーティング等は必要と思います。安全の定着化はすぐには至りませんが、必ず良い結果は出ると私は確信しております。

最後になりますが、先日の安全研修会にお忙しい中参加して頂いた会員の皆様ご清聴ありがとうございました。

(注) リスクアセスメントは、平成18年4月の労働安全衛生法改正により、同法第28条の2にて努力義務として実施を義務付けられており、化学物質については全業種に、それ以外の危険性については、一定の業種（製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、その他）を対象としています。日本語で言うと、危険の事前評価。作業に伴う危険と有害性に重みを付けて評価し、評価に応じて危険の低減対策をすること。手法はKYと同じ。



研修風景

平成22年度 関東甲信越地域協議会 秋季定例会議参加報告

県西支部 岡 安 徹 雄

去る10月14日(木)、さいたま市で開催されました関地協の秋季定例会議に、初めて参加させていただきました。関地協は、関東甲信越1都9県の社会保険労士会の会長、副会長、専務理事等の県会役員が参加し、連合会への提案、他県への質問や現状報告等を通じて社労士業の発展向上を期するものと理解しました。

今回その中で、既に平成15年より「社会保険労務士による学校教育」を実施しているとの神奈川会の報告が気になりました。どの様な仕組みでなされているかどうかはわかりませんが、私の周りの税理士会や司法書士会では既にやっているという話は以前から聞いていました。学校を卒業し世の中に出たときに現実的に一番役に立つのは、ここだけの話、他の士業の方には内緒ですが、雇用される人との繋がりが強い社労士の関わっている事柄ではないかと思えます。就職するときの労働条件、働いて頂く給料、退職した時の雇用保険、病気や怪我、定年後の年金など、役に立つ話がたくさんあります。

以前、年金の授業を個人的に経験した方の話を聞いた事があります。まず、受け入れ先学校の開拓が、個人レベルでは非常に大変である事。学校はこの授業に対応する予算を持っていないので報酬は期待できない事。クラスが複数の場合、偏りが在ってはいけないので同一或いは同等の授業をしなくてはならない事。特に限られた時間でどの様な授業をするか、綿密なカリキュラムの作成が重要な事などなど。このようなことを考慮すると、最低でも県会レベル、できれば連合会ではないと対応できないのではと思われれます。神奈川会から、資料は提出されましたが、いざ授業となると紙面からではわからない難しさが非常にたくさんあると推察されます。要は非常によい社会貢献はできるが、それを開拓実施することも非常に時間と労力が掛かると思われれます。

また反面では、依然として認知度の低い「社会保険労務士」の普及の一助となることが大いに期待されると思った次第です。(別件ですが、新潟会では「We are 社労士『社労士』と呼んでください。」というキャンペーンをやっているそうです。)

今年4月7日には、わが栃木県会の当番で、世界遺産のある日光で関地協の春季定例会議が開催されます。今回の埼玉では、会長をはじめ22名の役員で対応をして頂きました。

当会も人数はいずれにしても一人ひとりが厚いもてなしで対応しようではありませんか。

関地協（関東甲信越地域協議会）とは？

関東甲信越地域の1都9県（東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、茨城、新潟、山梨、栃木）の社労士会により構成された協議会です。

毎年、春と秋に各所属単会もちまわりの会場で「定例会議」を行い、年1回「労務管理地方研修会」を行っています。定例会議には、栃木会からは毎回、三役と役員2名（理事または監事）が出席しています。

定例会議の主な議題は、連合会からの情勢等の報告、各単会から挙げられた連合会への要望等の審議を行っています。

年金記録訂正にひそむ『落とし穴』

県西支部 杵 洸 徹

記録漏れ問題で照合・訂正作業が続くなか、未納や未加入とされていた期間の年金記録が見つかった結果、年金の受給額が減るケースが出ていることが分かった。みなし特例として納付実績に見合った額よりも多く年金を受けている厚生年金加入者の一部は、記録の訂正による増額分よりも減額分が上回ってしまうことがあるためだ。
(平成20年 1月 9日付 産経新聞)

社会保険庁のずさんな年金記録管理で無年金や低年金になり、生活保護を受けていた人が、記録が訂正されて年金を受け取った場合、国は過去 5 年間に支給した生活保護費を年金から返還するよう求めている。(中略) 生活保護法は、資力がありながら生活保護を受けた場合は「保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない」と定めている。(中略) 厚労省は07年12月、「宙に浮いた年金記録」などから自分の記録が見つかり、過去の未支給分の年金を受け取った場合も該当すると、自治体に通知。過去 5 年分は返還の対象とし、それ以前の分は現在の収入とし、今後の保護費の減額または支給停止などを検討するよう指示した。
(平成21年 5月13日付 朝日新聞)



上記の新聞記事を読みますと、宙に浮いていた自分の年金記録が判明しても、手放しで喜べないケースがあることが分かります。前記の記事によりますと「記録訂正で年金が減額になる可能性がある主なケース」として①厚生年金の「中高齢特例」の対象者、②障害厚生年金、遺族厚生年金で、加入期間が25年に満たないが、25年とみなされている人、③厚生年金に40年以上加入している人—があげられていて、減額になってしまう場合社会保険庁(当時)は「本人の了解や納得が得られなければ、無理に記録訂正はできない」という立場とのことですが、社会保険事務所(当時)で「記録漏れが分かった以上、元(訂正前)に戻すことはできない」と言われたという体験談も掲載されています。現時点での対応が気になるところです。

さらに複雑で難解な事例も発生しています。例えば、障害年金受給者に記録訂正があった結果、受給していなかった老齢年金の年金額が増えたため、老齢年金に選択替えしたケースです。老齢年金と障害年金や遺族年金との大きな違いの1つは課税される点です。例えば、年額100万円の障害年金は所得にみなされませんが、年額101万円の老齢年金は所得とみなされます(文章を単純化するため、扶養親族等の有無による控除については省きます)。0円と101万円との差によって様々な計算に影響が出てしまいます。国民健康保険の保険料(税)や施設に入所している場合は施設サービス(居室や食事など)のランク分けが上がってしまい自己負担金が高くなってしまうなど、所得を基礎として計算されるものは軒並み上がってしまいます。目先の年金の増額のみで考えてしまうと、支出の大変な増額という危険がひそんでいます。そのことに気づくのは翌年の7月に前年所得を市などが把握してからなので審査請求できる60日はすでに経過していて、すぐに年金の選択を元に戻す手続きをしても、支出額を元に戻せるのは翌々年の7月(前年所得が確定するのは翌年の6月なので)になってしまう可能性が高いのです。単純に年金額の多寡だけで考えてしまいがちですが広い視野で考えないと、相談者に大変な不利益を与えてしまうことを、私たち社労士は注意しなければなりません。

社労士業務に役立つ厚生労働省の情報発信サービス

厚生労働省では、施策や制度などの最新情報をお知らせするメールマガジンを配信しています。登録しておけば、法律改正や助成金制度の創設・改正に関する情報をタイムリーに知ることができます。ぜひ登録して日常業務にお役立て下さい。

◆内容は？

雇用情勢や法律改正、助成金等の制度改正、労務管理情報など企業の皆さまのお役に立てる最新情報をメール配信します（月に数回配信予定）。

◆どんな人が対象？

企業の経営者、人事・労務担当者の方などを主な対象としています。

◆登録方法は？

厚生労働省ホームページまたはハローワークインターネットサービスのサイトからメールマガジンの登録ができます。登録・配信は無料です。

なお、各労働局ホームページからもメールマガジンの登録ができます。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>



情報配信サービス・メルマガの登録はこちら

このバナーをクリックすると「人事労務マガジン」への入り口があります。

○ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>



このバナーをクリック！

厚生労働省によるメールマガジン 厚労省人事労務マガジン